

会 議 記 録

会 議 名	政策会議
開 催 場 所	令和5年7月20日（木）午前10時00分～午前10時50分
議 題	1 政策会議付議事項について 2 その他

1 政策会議付議事項について

《企画部》

●部局間において調整を要する事項（重要事務事業の計画、方針等）

① 実施計画(令和6年度～令和9年度)策定に当たっての考え方について

資料1をご覧ください。令和6年度から令和9年度までの「総合振興計画実施計画」の策定に向けて、「実施計画策定に当たっての考え方（案）」を付議するものです。前回の政策会議にて実施計画（たたき台）をご提案させていただき、実施計画対象事業として検討する取組を各部局にて検討していただきました。その後、7月3日に行われた、第1回行政経営会議にて審議した内容を反映した「実施計画策定に当たっての考え方（案）」を示しています。本日、承認いただいた後、実施計画調書作成依頼の全庁照会を行う予定です。

資料2は、実施計画調書について、昨年度と同様の様式となっています。

資料3は、実施計画調書における事業の積算内容を精査するため、「実施計画調書積算資料」の作成を実施計画調書と併せて依頼させていただきます。

その後、ご提出いただいた実施計画調書・実施計画調書積算資料に基づき8月22日と23日に各課所長等に対するヒアリングを行う予定です。よろしくお願ひします。

【意見・質問】

・資料1の2ページから3ページにかけて、実施計画対象事業の一覧がありますが、市長と確認して、抽象的な表現が多かったため、分かりやすいものとするよう、各部局で修正してもらったところです。具体的に書いてもらったことで数も増えたので、統合できるものは統合をお願いします。内容の決定は行政経営会議で行いますが、各部局での見直しも再度お願いします。（副市長）

② 和光市職員定員管理方針の改訂について

令和5年6月定例会において、和光市職員定数条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、増員となった職員定数を反映させるため、和光市職員定員管理方針の改訂を行います。市長決裁後は、サイボウズにてお知らせいたします。

【意見・質問】

・改訂内容は具体的にどのようなものですか。（総務部長）

→職員定数が増えた分の、人数の変更のみです。（企画部長）

③ 組織改正に伴う事務分掌の移管について

令和5年3月定例会で可決された和光市部設置条例及び、令和5年6月16日付けで公布した和光市組織規則の改正により、令和5年10月1日から一部の事務分掌が移管されることとなります。影響のある複数の部・課において、書類の移管等のほか、人事異動があった場合と同様に引継書の作成等による継承にご留意いただくとともに、各事務の移管元と移管先の課長等で調整を行うなどの対応をし、円滑な組織改正にご協力いただきますようお願いいたします。

【意見・質問】

・これは、引き継ぎ先との調整はついていますか。（副市長）

→調整はほぼ終わっておりますので、滞りなく行うためのものです。（企画部長）

《総務部》

●市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 和光市民文化センターの管理を行わせる指定管理者の指定について

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間について、指定管理者として候補者を指定するため9月議会に上程するものです。明日、7月21日にプロポーザル選考を行い、優先交渉権者を決定する予定です。応募は現指定管理者の文化振興公社、1者のみとなっています。

【意見・質問】

・なし。

《市民環境部》

●市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 移動端末設備（スマートフォン等）による、証明書のコンビニ交付開始に伴う和光市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて

利用者証明用電子証明書を記録する媒体として、新たに移動端末設備（スマートフォン等）が加わり、コンビニエンスストア等で同設備による印鑑登録証明書の交付が可能となるため、和光市印鑑条例の一部改正を9月議会に上程予定です。令和5年10月1日付けでJ-LIS（地方公表団体情報システム機構）のコンビニ交付サービスに関する契約約款が、全国のコンビニ交付参加自治体一律で改正することになっています。そのため、現時点での対応開始時期は未定です。なお、近隣三市についても、9月議会に上程予定です。

【意見・質問】

・今までコンビニ交付を利用するにはマイナンバーカードが必要だったと思いますが、カードを持っていかなくても、スマートフォンがあれば、交付ができるということですか。（教育部長）

→スマートフォン等にマイナンバーカードの電子証明書機能を搭載すれば利用することができるというものです。（市民環境部長）

・施行時期は未定で、条例だけ行うということですね。（副市長）
→10月1日に契約約款が変わるため、それに併せて条例の改正を行います。スマートフォン等を使ってのコンビニ交付サービスについては、対応開始時期が未定のため、規則で定める日とする予定です。（市民環境部長）

《保健福祉部》

●市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 和光市国民健康保険税条例の一部改正について

産前産後期間相当分の保険税免除制度の創設に伴い、条例の改正を行うものです。今回、子育て世帯の経済的負担軽減等の観点から、出産する予定の被保険者又は出産した被保険者について、産前産後期間相当分である4か月間の均等割保険税及び所得割保険税を免除することになりました。免除となる国・地方の負担割合については、国1/2、県1/4、市1/4となり、施行日は、令和6年1月1日となります。

【意見・質問】

・なし。

《建設部》

●市議会に関する事項（市議会提出議案・全員協議会説明事項等）

① 市道路線の認定について

開発行為に基づく2箇所の道路用地が市に帰属されたことに伴い、市道665号線と666号線の路線認定を行います。665号線は延長が22.8メートル、666号線の延長が9.25メートルで、こちらは歩行者専用道路となります。

【意見・質問】

・この2路線の幅員は6メートル以上になっていますか。（上下水道部長）
→665号線は6メートル、666号線は歩行者専用道路なので2メートルになります。その他事項の歩行者専用道路の指定と関連するものです。（建設部長）
→歩行者専用道路の指定は議会案件ではありません。歩行者専用道路の指定をして、それから市道路線の認定を行う案件になるのですが、ここでは議会案件だけを扱うので、一工程飛ばした説明になっていることから理解しづらいところとなっています。（副市長）

2 その他

① 公印（市長印）の取扱いの変更について（企画部）

6月の政策会議において付議した「和光市内部統制に関する基本方針」について、10月に実施する組織改正と併せて施行することになりました。つきましては、当該基本方針に定めた事項の「公印の取扱いの厳格化」について、10月から実施します。

なお、基本方針において、公印の取扱いの厳格化については「契約書などの重要

な文書において必要とされる公印については、保管責任者が慎重に取り扱い、不正使用を防止する。なお、市長印の取扱いについては、市長印の保管課で完結する事務フローとする。」と定めています。

この内容を受け、従来からの変更点は、現在、公印保管課である総務人権課の職員が起案文書を確認後、起案者が公印を押印していますが、今後は、公印保管課の職員が公印の押印まで行うこととします。そのため、起案文書については一度、公印保管課で預かることとなります。詳細につきましては、後日、サイボウズで周知します。

【意見・質問】

・なし。

② 会計年度任用職員の設置に関する要綱の一元化について（総務部）

現在、各課等で管理している会計年度任用職員の設置要綱について、関係例規との整合や職の整理を目的に、要綱の一元化を進める予定です。具体的には、各課の会計年度任用職員の要綱を廃止し、新しく作る要綱の別表に、それぞれの職を落とし込む作業を想定しています。今後、職員課より照会を行いますので、ご協力お願いいたします。

【意見・質問】

・設置の基準が各課でできていて、統一性が取れていないということで、一元化する目的になります。（副市長）

③ 市民まつりへの職員派遣協力依頼・協賛金のお願い（市民環境部）

11月12日（日）開催予定の市民まつりへの職員派遣をご協力いただきたいと思います。勤務時間は8時30分から17時15分です。役割は会場内巡回、インフォメーション、クリーン、駐輪場などです。昨年度は45名の派遣をしていただき、本年度も同様に依頼する予定です。本年度については、保健師の派遣を2名お願いする予定で、子どもあんしん部と保健福祉部から1名ずつお願いしたいと思います。事前説明会は11月初旬を予定しており、部局長宛の通知は9月頃に発出する予定です。

続いて、協賛金のお願いについて。申込期限が9月4日まで、個人協賛金については、一口1,000円からできますので、ご協力お願いいたします。

【意見・質問】

・なし。

④ 和光市まちづくり条例の一部改正(案)のパブリックコメント実施について（建設部）

和光市まちづくり条例の一部改正案について、令和5年8月19日から令和5年9月8日の間でパブリックコメントを募集します。これに伴う説明会は令和5年8月18日に開催します。改正内容については、戸数が50以上の集合住宅の建築を行う場合は、その集合住宅の総戸数の1/2以上の割合で家族向け住戸（専用面積

が50㎡以上の住戸)を設置することを義務付けることを条文に加えます。開発行為において、居住する方の定住化を図ることを主な目的としています。東京都特別区での先進事例があるものですが、埼玉県内では初めての取組となる見込みです。

【意見・質問】

・なし。

⑤歩行者専用道路の指定について（建設部）

市道666号線について、歩行者専用道路の指定を行います。

【意見・質問】

・なし。

⑥和光市議会議員政治倫理審査会の開催について（議会事務局）

松本前市長のSNSでの投稿から端を発し、市民から6月23日付で、和光市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、調査の請求がありました。内容としては、市議会で行っていた、元和光市職員の不祥事に係る特別委員会の秘密会の内容が、議員を通じて情報漏洩しているというもので、それを調査してほしいとのことです。調査対象者は改選前の議員17名です。審査会は、調査対象者以外の新人議員7名を委員として第1回を7月21日開催し、60日以内9月1日までに調査結果の報告書を議長に報告する予定です。

【意見・質問】

・請求については紹介議員が必要だと思いますが、紹介議員はどなたですか。（企画部長）

→条例上、市民の100分の1の署名又は、紹介議員3名以上かで請求が行えます。紹介議員は、安保議員、鳥飼議員、松永議員の3名の紹介がありました。（議会事務局長）

以上